

小平市立学校「学生ボランティア」事業実施要項

制定	平成12年	4月28日
改正	平成15年	4月3日
	平成19年	1月1日
	平成23年	3月31日
	令和3年	4月1日
	令和8年	4月1日

(目的)

- 1 この要項は、地域の教育力活用の一環として、大学生を小平市立小・中学校の教育活動に学生ボランティアとして活用することにより、学校教育の更なる改善・充実を図ることを目的とする。

(登録)

- 2 学生ボランティアの登録の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 学生ボランティアの募集は、年度ごとに行う。
 - (2) 学生ボランティアの登録を希望する学生は、登録カード（別記様式第1号）に必要事項を記入して申込を行う。
 - (3) 小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、登録カードを小平市立小・中学校長（以下「校長」という。）の閲覧に供する。

(登録期間)

- 3 登録期間は、次のとおりとする。
 - (1) 登録期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で登録をした者の登録期間は、当該登録をした日の属する年度の末日までとする。
 - (2) 登録期間が満了した場合においては、当該学生ボランティアから登録抹消の申出、卒業又は教育委員会の判断による登録抹消の手続きが取られない限り継続することができる。

(遵守事項)

- 4 学生ボランティアは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 本市の学校教育の向上を意欲的に支援すること。

- (2) 教育委員会及び校長の指示の下、ボランティア活動を行うこと。
- (3) ボランティア活動を行う際は、政治的・宗教的に中立であること。
- (4) ボランティア活動にあたり知りえた秘密をもらしてはならない。その活動を退いた後も、また、同様とする。

(活動内容)

5 学生ボランティアの活動内容は、主に次のとおりとする。

(1) 学習活動への支援

ア 小平市立小・中学校における総合的な学習の時間における学習活動への支援

イ 小平市立小・中学校における教科指導における学習活動への支援

(2) 交流・体験活動等への支援

ア 児童・生徒が行う活動（児童会・生徒会活動等）

イ 学校が行事として行う活動（勤労生産、奉仕的活動等）

(3) クラブ・部活動への支援

(4) 介助を要する児童・生徒への支援

(5) その他教育委員会が適当と認める教育活動への支援

(派遣手続)

6 学生ボランティアの派遣手続は、次のとおりとする。

(1) 校長は、計画的に学生ボランティアの配置を行う。

(2) 校長は、学生ボランティアとして登録を受けた者の中から適任者を選び、面接等を通して活動の趣旨、日時等を説明する。

(3) 校長は、月ごとの学生ボランティアの活動実績について、翌月4日までに学生ボランティア活動実績簿（別記様式第2号）により教育委員会に報告する。

(記念品)

7 教育委員会は、学生ボランティアの活動に対して、予算の範囲内で記念品を交付することができる。

(保険)

8 学生ボランティアは、登録と同時に小平市市民総合災害補償保険の適用を受ける。

(庶務)

9 この事業の庶務は、教育委員会教育部指導課において処理する。

(施行期日)

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号(2関係) 別紙1

別記様式第2号(6関係) 別紙2